

報告第 1 5 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 3 0 年 6 月 1 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決 定 額	相 手 方	事 件 の 概 要
平成30年6月1日	57,978円	足立区綾瀬在住者	平成29年9月28日、職員が足立区本庁舎地下1階中央監視室前通路において、物品を積んだ台車を前方不注意により相手方に衝突させ、左手関節部及び右膝関節打撲傷並びに左足関節捻挫の傷害を負わせた。